

別表一の二(三)

「27」又は「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 平成26年10月1日前に開始した連結事業年度用

税務署 税 印	平成 年 月 日 税務署長殿	管 目	況 書	否	表 等	※	連結申告	一連番号	
納税地	電話() -	連結親法人 整理番号				税務署	連結グループ 整理番号		
(フリガナ) 連結親 法人名		経理責任者 自署押印				理	連結事業年度 (至)		
(フリガナ) 代表者 自署押印		旧納税地及び 旧法人名等				処	売上金額		
代表者 住 所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員) 資本等変動計算書又は損益金処分表、 勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関 する書類、事業概況書、組織再編成に 係る契約書等の写し、組織再編成に係 る移転資産等の明細書			理	申告年月日		
						欄	申告区分		
							庁指定		
							局指定		
							指導等		
							区分		
							通信日付印		
							確認印		
							省略		
							年 月 日		
							年 月 日		

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

翌年以降 送付要否	要	否
適用額明細書 提出の有無	有	無
税理士法第30条 の書面提出有		
税理士法第33条 の2の書面提出有		

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	1	十億	百万	千	円	この 申告 による	所得税額等の還付金額 (40)	14	十億	百万	千	円
法人税額 (32)	2						連結中間納付額 (12) - (11)	15				
法人税額の特別控除額 (別表五の二「56の①」)	3						連結欠損金の 繰戻しによる	16				

「27」欄

特定の医療法人が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第1項第3号」

② 「区分番号」欄：「10371」

③ 「適用額」欄：「27」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9						この申告による 場合	22					0	0
控除税額 (((8)-(9))と(38)のうち少ない金額)	10						連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3の計」又は「16」)	23						
差引連結所得に対する法人税額 (8) - (9) - (10)	11					0	0	24						
連結中間申告分の 法人税額	12					0	0	25						
差引この申告 により納付す べき法人税額 (別表五の二「56の①」)	13					0	0	26						
(1)の金額又は800万円×12 相当額のうち少ない金額	27					0	0	0	(27)の16%相当額	30				
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額	28					0	0	0	(28)の20%相当額	31				
連結所得金額(1) (27) + (28)	29					0	0	0	法人税額 (30) + (31)	32				

「29」欄

特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の100第1項」

② 「区分番号」欄：「10382」

③ 「適用額」欄：「29」欄の金額(円単位)

(注) 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

法0301-0103-02

税理士
署名押印

印